

飯塚市適応指導教室条例の一部を改正する条例を制定し、ここに公布する。

令和8年3月26日

飯塚市長 武 井 政 一

飯塚市条例第7号

飯塚市適応指導教室条例の一部を改正する条例

飯塚市適応指導教室条例(平成18年飯塚市条例第80号)の一部を次のように改正する。

改正後	改正前										
<p style="text-align: center;"><u>飯塚市教育支援センター条例</u></p> <p>(設置)</p> <p>第1条 地方教育行政の組織及び運営に関する法律(昭和31年法律第162号)第30条の規定に基づき、<u>不登校状態又は不登校傾向にある児童・生徒</u>(以下「<u>不登校児童生徒</u>」という。)の学校生活及び社会的自立のための支援を行うため、<u>教育支援センター</u>を置く。</p> <p>(名称及び位置)</p> <p>第2条 <u>教育支援センター</u>の名称及び位置は、次のとおりとする。</p> <table border="1" data-bbox="125 836 1104 1023"> <thead> <tr> <th>名称</th> <th>位置</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td><u>飯塚市教育支援センター</u></td> <td>飯塚市忠隈523番地</td> </tr> <tr> <td><u>飯塚市第2教育支援センター</u></td> <td>飯塚市吉原町6番1号</td> </tr> </tbody> </table> <p>(事業)</p> <p>第3条 <u>教育支援センター</u>は、第1条の目的を達成するため、次に掲げる事業を行う。</p> <p>(1) <u>不登校児童生徒の実態把握及び社会的自立のための支援</u>に関すること。</p> <p>(2) <u>不登校児童生徒対象家庭の訪問及びカウンセリング</u>に関すること。</p>	名称	位置	<u>飯塚市教育支援センター</u>	飯塚市忠隈523番地	<u>飯塚市第2教育支援センター</u>	飯塚市吉原町6番1号	<p style="text-align: center;"><u>飯塚市適応指導教室条例</u></p> <p>(設置)</p> <p>第1条 地方教育行政の組織及び運営に関する法律(昭和31年法律第162号)第30条の規定に基づき、<u>登校拒否又は不登校の児童・生徒</u>(以下「<u>不登校児</u>」という。)の自立を促し、<u>もって学校生活及び社会生活への適応指導</u>を行うため、<u>適応指導教室</u>を置く。</p> <p>(名称及び位置)</p> <p>第2条 <u>適応指導教室</u>の名称及び位置は、次のとおりとする。</p> <table border="1" data-bbox="1128 836 2107 1023"> <thead> <tr> <th>名称</th> <th>位置</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td><u>飯塚市適応指導教室</u></td> <td>飯塚市忠隈523番地</td> </tr> </tbody> </table> <p>(事業)</p> <p>第3条 <u>飯塚市適応指導教室</u>(以下「<u>指導教室</u>」という。)は、第1条の目的を達成するため、次に掲げる事業を行う。</p> <p>(1) <u>不登校児及び不登校傾向児の実態把握及び適応指導</u>に関すること。</p> <p>(2) <u>不登校児及び不登校傾向児対象家庭の訪問及びカウンセリ</u></p>	名称	位置	<u>飯塚市適応指導教室</u>	飯塚市忠隈523番地
名称	位置										
<u>飯塚市教育支援センター</u>	飯塚市忠隈523番地										
<u>飯塚市第2教育支援センター</u>	飯塚市吉原町6番1号										
名称	位置										
<u>飯塚市適応指導教室</u>	飯塚市忠隈523番地										

ること。

(3)～(5) (略)

(職員等)

第4条 教育支援センターに、所長、主事その他相談員等を置く。

(職務)

第5条 所長は、上司の命を受けて教育支援センターの管理及び所掌事務を処理し、所属職員を指揮監督する。

2 (略)

ングに関すること。

(3)～(5) (略)

(職員等)

第4条 指導教室に、所長、主事その他相談員等を置く。

(職務)

第5条 所長は、上司の命を受けて指導教室の管理及び所掌事務を処理し、所属職員を指揮監督する。

2 (略)

#### 附 則

この条例は、令和8年4月1日から施行する。